

水質検査結果表(原水)

NO	項目名	採水日	R06.04.19													
		施設名	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場
		水源点	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川
		採水地点	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場
		水温	8.0℃													
水温	6.0℃															
基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	20													
2	大腸菌	検出されないこと	陽性													
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること														
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること														
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること														
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること														
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること														
8	六価クロム化合物	カドミウムの量に関して、0.05mg/L以下であること														
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること														
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること														
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下であること														
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること														
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること														
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること														
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること														
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること														
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること														
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること														
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること														
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること														
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること														
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること														
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること														
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること														
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること														
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること														
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること														
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること														
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること														
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること														
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること														
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること														
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること														
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること														
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること														
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること														
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること														
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること	7.8													
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること														
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること														
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること														
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下であること														
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下であること														
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること														
45	フェノール類	フェノールの量に関して、0.005mg/L以下であること														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること	1.5													
47	PH値	5.8以上8.6以下であること	6.9													
48	味	異常でないこと														
49	臭気	異常でないこと	沼沢臭													
50	色度	5度以下であること	87													
51	濁度	2度以下であること	60													
	大腸菌数(MPN/100ml)	基準値なし(特定酵素基質培地法)														
	嫌気性芽胞菌数(個/100ml)	基準値なし(バッドフォード改良寒天培地法)														
	クリプトスポリジウム(個/10L)	基準値なし														
	ジアルジア(個/10L)	基準値なし														

結果  
作

水質検査結果表(浄水\_水質基準項目)

NO	項目名	採水日	R06.04.19	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	
		施設名	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場
		水源点	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川	石狩川水系須部郡川
		採水地点	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所
		水温	14.4 °C													
基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	0													
2	大腸菌	検出されないこと	不検出													
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること														
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること														
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること														
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること														
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること														
8	六価クロム化合物	カドミウムの量に関して、0.05mg/L以下であること														
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること														
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること	< 0.001													
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下であること														
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること														
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること														
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること														
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること	< 0.005													
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること														
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること														
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること														
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること														
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること														
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること	< 0.06													
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること	< 0.002													
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること	0.002													
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること	< 0.003													
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	0.002													
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること	< 0.001													
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること	0.007													
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること	< 0.003													
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること	0.003													
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること	< 0.001													
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること	< 0.008													
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること														
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること														
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること														
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること														
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること														
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること														
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること	22													
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること														
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること	93													
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること														
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること														
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること														
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること														
45	フェノール類	フェノールの量に関して、0.005mg/L以下であること														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること	0.5													
47	PH値	5.8以上8.6以下であること	7.2													
48	味	異常でないこと	異常なし													
49	臭気	異常でないこと	異常なし													
50	色度	5度以下であること	< 0.5													
51	濁度	2度以下であること	< 0.1													
	クリプトスポリジウム(個/10L)	基準値なし														
	ジアルジア(個/10L)	基準値なし														

結果  
作